

## H23.9.1 最低賃金引上げ支援対策費補助金のお知らせ

### 最低賃金引上げに向けた業務改善助成金のご案内

#### 1 目的

2020年までのできる限り早期に全国最低800円を確保し、それにより大きな影響を受ける中小企業に対する支援を行う「雇用戦略・基本方針2011」に基づくものです。

#### 2 概要

地域別最低賃金が700円以下の道県に事業場を置く中小企業事業主が、最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金を4年以内に計画的に時間給又は時間換算額を800円以上に引上げる賃金改善計画を策定し、1年あたり時間給等を40円以上となる引上げを実施するとともに、賃金制度等の業務改善を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成する制度です（業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です。）。

#### 3 対象となる事業主等

詳しくは下記にお尋ねください。

栃木労働局労働基準部賃金室

[TEL 028-634-9109](tel:028-634-9109) FAX 028-632-6585